

令和8年度商店街活性化支援事業について

【令和8年度実施事業一覧】

事業名	実施方法	対象	助成額等	採択数(予定)
商店街活性化支援制度等のメール配信	メール配信	希望する団体・個人	各種助成事業、イベント情報等を随時配信	—
商店街活力UP事業	補助	希望する団体 ※県が直接補助 ※申請は市町を経由	補助額 一般枠： 100万円以内 官民共創枠：300万円以内 補助率：2/3以内 〔 県 2/3 〕 〔 実施主体 1/3 〕	一般枠 1事業 官民共創枠 1事業

※ 各事業の概要や応募方法については、次頁をご覧ください。

【お問い合わせ先】

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課 商業・商工団体G

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

TEL 089-912-2464

FAX 089-912-2469

E-mail keieishien@pref.ehime.lg.jp



～新たな取組みに挑戦する商店街をサポートします～

《メールマガジンの配信》

国（経済産業省、中小企業庁等）等による助成事業や各種セミナー・説明会等の情報を随時メール配信していますので、配信を希望される場合は、経営支援課までご連絡ください。

～商店街等が主体的に取り組む商店街活性化のための事業を支援します～

《商店街活力UP事業》

(1) 事業実施主体

補助対象事業を実施しようとする団体であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 団体の責任者及び管理監督者として、18歳以上の者が1名以上いること
- ② 暴力団、あるいは宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- ③ 愛媛県が構成員となっている団体でないこと（オブザーバーを除く）
- ④ 市町及び市町のみで構成された団体でないこと

(2) 対象事業

愛媛県内の商店街と連携して実施する商店街又は周辺地域の活性化・課題解決に資する次のいずれかに該当する事業とする。

- ① DX推進
- ② インバウンド促進
- ③ 魅力発信
- ④ 買い物弱者対策
- ⑤ 後継者育成
- ⑥ その他知事が認める活性化・課題解決に資するもの

(3) 事業実施方法

県が直接補助（ただし、申請は、市町を経由）

(4) 補助期間

原則として商店街活力UP事業費補助金交付要綱第5条による交付決定の日から交付決定の日が属する年度の1月31日まで。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りではない。

(5) 補助率

2/3以内（県2/3、実施主体1/3）

(6) 補助限度額

- ・一般枠 100万円（事業規模150万円）
- ・官民共創枠 300万円（事業規模450万円）

(7) 事業数

- ・一般枠 1事業
- ・官民共創枠 1事業

(8) 応募方法

補助金交付を希望する場合は、令和8年9月30日（水）17時までに、事業計画書を管内の市町に提出してください。

(9) 留意事項

- ・市町を通じた申請が必要ですので、助成を希望する団体は、各市町にご相談ください。
- ・毎月末時点で応募があった場合は、都度、県が設置する審査会において審査の上、採択の可否を決定します。
- ・予算の上限に達した場合は、募集を締め切りますのでお早めにご相談ください。



※官民共創枠とは

次のア～ウの要件を全て満たしているもの

ア 共創パートナー（※1）と連携していること

イ 官民共創拠点「E：N BASE」（※2）を活用すること

ウ 3以上の団体で共同実施すること

（※1）官民共創拠点「E：N BASE」の主体的な活用や共創活動への積極的な参画を通じて、県と共に共創を推進する法人・団体のこと。

（※2）詳細はこちら <https://en-base.pref.ehime.jp/>